

人口減少下の都市圏（都市圏全般及び地方都市圏）のあり方について 参考資料

1. 都市圏全般について

- 経済的持続可能性 3
- 環境的持続可能性 4
- 社会的持続可能性 5
- 全国総合開発計画における都市圏の考え方 6
- 全国総合開発計画における都市及び都市圏の位置付け 7
- 都市圏ごとの推計人口増減率 12
- 都市規模別にみた都市の問題点 14

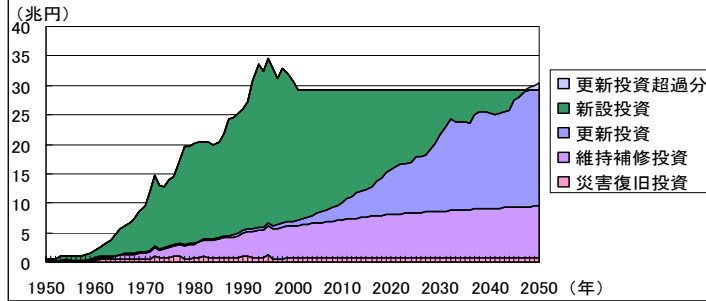
2. 地方都市圏について

- 生活圏域にかかる取り組みのレビュー 15
- 広域行政機構による事務の共同処理の状況 17
- 圏域を固定的に捉えることのメリット・デメリット 18
- 基礎的サービス別の連携テーマ 19
- 都市中心部の状況 20
- アメリカの受益者負担による財源調達の考え方 21

経済的持続可能性

既存国土基盤の更新費用の試算によると、2020年以降急激に更新費が増大し、新規投資が厳しい制約を受けると予想（③総投資額が2001年度以降前年度2%減、2025年度以降一定の場合）

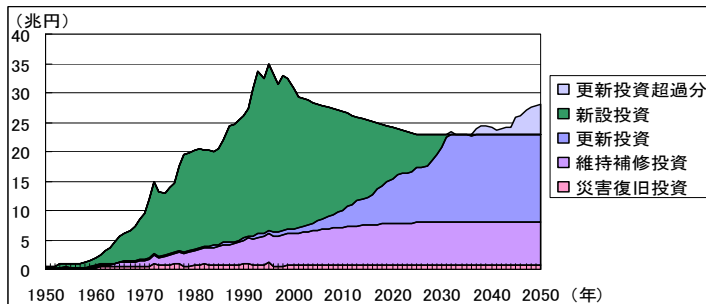
①総投資額が2001年度以降一定推移の場合



<今後25年間(2001から2025年度)>

2001年度以降の総投資額の伸び率	総投資額	更新投資の累積額	維持・更新・管理投資の累積額 (維持・管理投資の累積額)	維持・更新・管理投資を除く新規投資額の累積額
	①		②	③=①-②
(1) 2001年度水準維持	728兆円	113兆円	298兆円 (185兆円)	430兆円
(2) 対前年度1%減、 2025年度以降一定	651兆円	113兆円	295兆円 (182兆円)	355兆円
(3) 対前年度2%減、 2025年度以降一定	581兆円	113兆円	292兆円 (179兆円)	289兆円

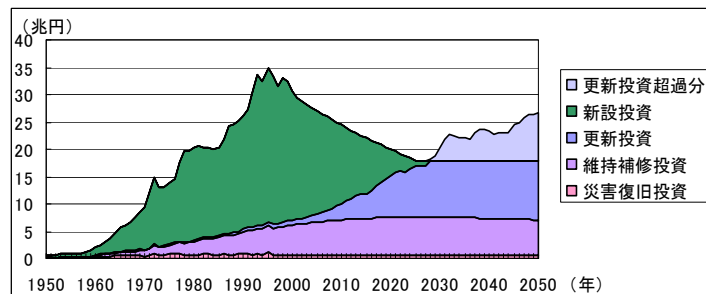
②総投資額が2001年度以降前年度1%減 2025年度以降一定の場合



<今後50年間(2001~2050年度)>

2001年度以降の総投資額の伸び率	総投資額	更新投資の累積額	維持・更新・管理投資の累積額 (維持・管理投資の累積額)	維持・更新・管理投資を除く新規投資額の累積額
	①		②	③=①-②
(1) 2001年度水準維持	1,456兆円	504兆円	914兆円 (410兆円)	542兆円
(2) 対前年度1%減、 2025年度以降一定	1,226兆円	498兆円	882兆円 (384兆円)	344兆円
(3) 対前年度2%減、 2025年度以降一定	1,031兆円	493兆円	856兆円 (363兆円)	175兆円

③総投資額が2001年度以降前年度2%減 2025年度以降一定の場合



(注)耐用年数等の設定に際しては、減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令等を参考にしつつ、より構造上の実態にあわせ設定。

【本調査における社会資本の対象領域】

道路、港湾、航空、公共賃貸住宅、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、文教、治水、治山、海岸、農林漁業、郵便、工業用水道

「日本の社会資本」(経済企画庁)で対象とした20分野のうち、2002年3月時点で民間会社、特殊法人、公益法人等が建設・保有している4分野(旧国鉄、鉄建公団等、地下鉄、旧電電公社)を除き、また、国有林分野を農林漁業に統合した15分野を対象。

・特殊法人が建設・保有している社会資本分野(例えば日本道路公団等道路4公団が建設・保有している高速道路、水資源公団が建設・保有しているダム等)については除外した。

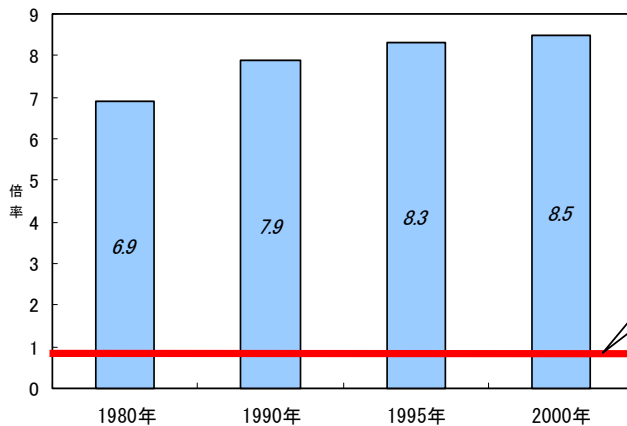
(出典) 国土交通省国土計画局作成

環境的持続可能性

EF指標によれば、我が国の2000年時点の資源消費水準を支えるためには、食料、木材の生産が可能な国内の土地の8.5倍の面積が必要とされる。

※EF指標は、1990年代初頭にカナダの大学で開発された資源消費に関する総合的な指標で、食料や木材の提供、森林によるCO2の吸収などのために必要とする土地の面積の合計。EF指標で示される面積と実際の面積を比較することで、環境負荷の程度や資源消費水準の持続可能性が表現される。欧州では、欧州委員会による欧州共通指標（European Common Indicators）の1つとして導入されている。

わが国全体における消費の超過率の推移



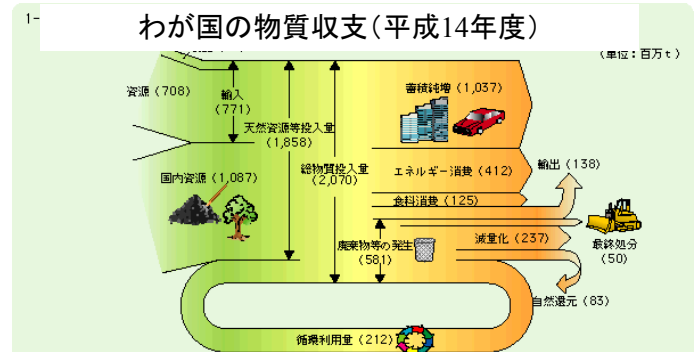
国内の土地だけで消費水準を支えられる状態

(注) 海洋淡水域及びこれに由来する資源は含まない

出典：国土交通省「自然界の物質循環への負荷の少ない社会を目指した資源消費水準のあり方検討調査」

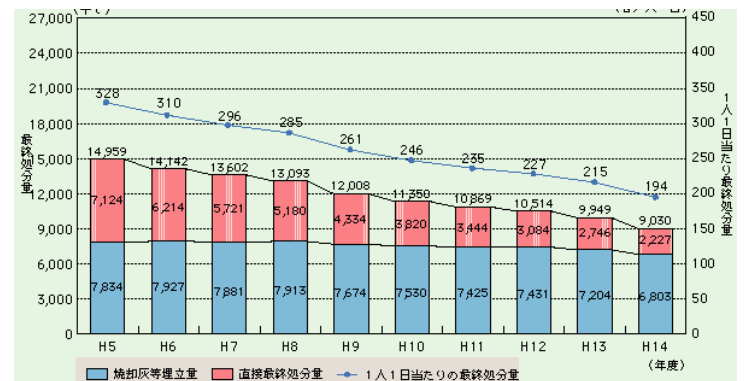
わが国の物質収支（2002年度）は、国内外から20.7億トンの資源が投入されており、10.3億トンが蓄積され、5.8億トンが廃棄物等として排出されている。

最終処分量（直接最終処分量と中間処理後に最終処分されるものとの合計）は減少傾向が継続している。



注：産出側の総量は、水分の取込み等があるため総物質投入量より大きくなる。
（出典）環境省

最終処分量と1人1日当り最終処分量の推移（平成14年度）

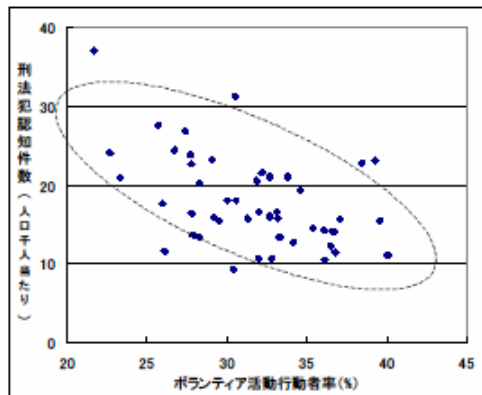


（出典）環境省

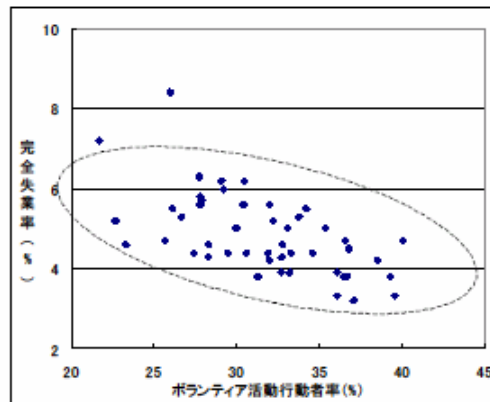
社会的持続可能性

ボランティア活動の活発な地域は、他の地域と比べて、例えば、犯罪発生率が概して低い傾向にあり、失業率もまた同様である。また出生率は高い傾向にあるといった傾向がみられる。

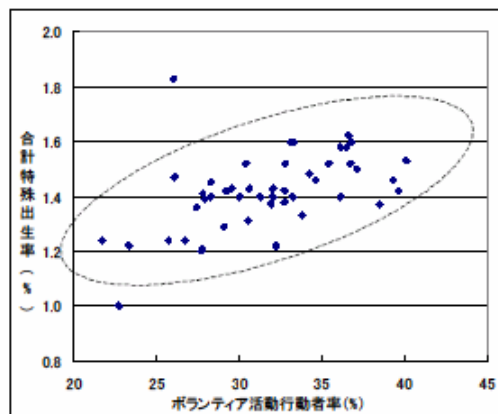
ボランティア活動行動者率と犯罪発生率



ボランティア活動行動者率と失業率



ボランティア活動行動者率と出生率



全国総合開発計画における都市圏の考え方

	全総 (S37)	新全総 (S44)	三全総 (S52)	四全総 (S62)	21世紀の国土のグランドデザイン (H10)
経済的背景	<ul style="list-style-type: none"> ・高度成長経済への移行 ・過大都市問題、所得格差の拡大 ・所得倍増計画（太平洋ベルト地帯構想） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度成長経済 ・人口、産業の大都市集中 ・情報化、国際化、技術革新の進展 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定成長経済 ・人口、産業の地方分散の兆し ・国土資源、エネルギー等の有限性の顕在化 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口、諸機能の東京一極集中 ・産業構造の急速な変化等による地方圏での雇用問題の深刻化 ・本格的国際化の進展 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球問題（地球環境問題、大競争、アジア諸国との交流） ・人口減少・高齢化時代 ・高度情報化時代
基本目標	地域間の均衡ある発展	豊かな環境の創造	人間居住の総合的環境の整備	多極分散型国土の構築	多軸型国土構造形成の基礎づくり
都市圏の考え方	拠点開発構想に基づき、全国に工業開発拠点を設置。工業開発拠点からの波及効果により、地域の格差是正を推進。	大規模プロジェクト構想に基づき、地域の特性と主体性を重視した開発計画と、地域間ネットワーク形成による開発効果の増進を推進。	定住構想に基づき、自然・生活・生産環境の調和のとれた人間居住の総合的環境の形成と、大都市への人口・産業の集中抑制、地方の振興による新たな生活圏の確立。	交流ネットワーク構想に基づき、特色ある多くの極を成立させ、特定地域への人口・産業等の過度な集中がなく、地域間、国際間で相互に補完、触発しあいながら交流する多極分散型国土の形成を推進。	都市間の階層構造を自立と相互補完に基づくより水平的なネットワーク構造への転換を図りつつ、個性的な地域間の連携と参加、交流の推進により、広い圏域における集積に替わる効果の発揮を推進。
設定された都市圏（拠点）	<ul style="list-style-type: none"> ・新産業都市 ・工業整備特別地域 	東海道から東北に偏在する土地利用の全国への拡大。 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道圏（札幌） ・東北圏（仙台） ・首都圏（東京） ・中部圏（名古屋） ・近畿圏（大阪） ・中四国圏（広島） ・九州圏（福岡） 	全国44ヶ所にモデル定住圏圏域を指定。	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市圏 ・地方中枢都市圏 ・地方中核都市圏 ・地方中心・中小都市圏 	<ul style="list-style-type: none"> ・中枢拠点都市圏 ・地方中核都市圏 ・地方中心・中小都市圏 <p>多軸型国土構造の考え方に基づき、4つの国土軸（西日本、太平洋新、日本海、北東）を設定。</p>

（出典）国土交通省国土計画局作成

全国総合開発計画における都市および都市圏の位置付け

全国総合開発計画（昭和37年閣議決定）

第3章 2 都市整備の基本方針

（1）過大都市

京浜、阪神の過大都市の整備は、たんに公共施設の量的拡大を行っても、さらに機能の集中を招いて過度密集の弊害を増大する結果となり、都市過大化に対する抜本的解決は困難である。したがって、産業および人口の過度の集中を防止し、極力分散をはかるとともに過大都市の体質改善をはかるための事業を実施する必要がある。

なお、名古屋については過大化におちいらぬよう十分配慮し、発展の進度に応じて都市機能が十分発現するよう必要な整備を行うものとする。

また、北九州各都市については既存工場の能率の維持向上をはかるため道路、工業用水道等の産業基盤の整備を推進する。

この場合、今後の工場の新增設については、土地、水、交通等の根幹的な施設のほか、住宅施設、都市公共施設と十分調整のうえ限定的に行う。

（2）過大都市の周辺部の都市

過大都市の周辺部の都市については、計画的な宅地開発を中心として育成整備をはかるとともに、大都市と直結する交通通信等の連絡施設の整備を行い、過大都市の機能の一部を肩がわりさせるよう配慮する。この場合、過大都市との間は適当な緑地帯等により区分して連たんを防止することはもちろん、都市の過大化を助長するような開発は割けるよう十分に配慮する。

（3）過密地域の外周部の都市

過密地域の外周部の都市は、その周辺における中心都市となるべきものである。したがって、それぞれの受け入れる機能の効率を高くするために、過大都市およびその周辺部の都市との関連を緊密にするよう交通施設、通信施設の整備を行うなど、機能の発現上重要な公共施設の整備とこれに見合う住宅団地、工業団地の造成等を行い、人口の定着を促し、それぞれの都市の均衡ある発展をはかるよう考慮する。

（4）大規模工業開発地区を持つ都市

大規模工業開発地区をもつ都市は既存の都市機能に飛躍的な工業生産機能が付加されるので、これに必要な都市諸施設を新設し、もしくは大規模な拡充をはかる。

このためには、基幹工業を導入する工業用地のほか、背後地一帯を含む合理的な土地利用規制を行い、工業団地、住宅団地等の大規模な開発造成をこの計画に即して行うとともに、必要な公共施設の先行的あるいは同時的整備を推進する。この場合、工業都市の環境の保全捕獲補するため、緑地施設の配置造成についても十分留意する必要がある。

（5）大規模地方開発都市

大規模地方開発都市については、当該地方の行政、経済、文化の中心都市として中枢主導的役割を果たし得るよう総合的機能の育成につとめるものとする。このため、東京、大阪、名古屋の既成大都市と直結しうる大動脈的幹線路および通信系統を整備し、さらにこの都市を中心として当該地方の大規模工業開発地区はもちろん、中規模、小規模各種開発地区等と緊密に連けいして発展しうるよう現在の連結機能を考慮に入れた合理的な交通通信体系の整備をすすめる。また、中枢主導的機能の充実に資するため官公庁地区、事務所地区、中心商業地区、慰楽地区等健全な都心地区および文教地区、レクリエーション地区の形成を行い、要すればこれらの地区の再開発事業を推進し、必要な街路、公園、駐車場等公共施設の整備改善を行う。

中規模地方開発都市の整備は、これに準じて行う。

（6）その他の中規模、小規模の各種開発地区を持つ都市

その他の中規模、小規模の各種開発地区をもつ都市においては、大規模工業開発地区をもつ都市、大規模地方開発都市およびその他の都市と緊密な連けいのもとに分担すべき諸機能の育成につとめるものとし、このために他の都市と連絡する道路等の整備をはかるとともに都市施設の整備を行う。

全国総合開発計画における都市および都市圏の位置付け

新全国総合開発計画（昭和44年閣議決定）

第一部第4 3－5 地方都市の環境保全のための主要計画課題

（1）魅力ある広域生活圏の形成

地方における全面的な都市化の進展に対応するためには、狭域的、孤立的な生活環境を広域化し、高水準なものに再開発しなければ、もはや、環境を保全していくことが困難である。このため、中核となる地方都市（地方中核都市）の整備およびこれと圏内各地域とを結ぶ交通体系の確立により、広域生活圏（一次圏）を形成させる。

地方都市では、大都市で得られない豊かな自然と空間を享受することができ、また、歴史的な文化、史跡、工芸等を生活環境の中へ取り入れることができる。さらに、工業、農業、水産業、流通、観光等の産業開発プロジェクトがそれぞれの圏域の特性をつくり上げるばかりではなく、国際級の会議場、休暇村、医療センター、文化センター等の施設、畜産開発、海洋開発、宇宙開発その他新しい技術開発のための研究機関、大学等の教育機関、社会教育施設、総合技能センター等の再訓練機関、総合社会福祉センター、大博物館、人工的自然公園、大動植物園等高度な環境施設が選択的に設置されることによって、その圏域の特性が創造され、魅力ある広域生活圏が形成される。

3－7 大都市の環境保全のための主要計画課題

（1）大都市の改造

人口および産業が著しく集中した大都市における公害、住宅難、交通難、用水難等の環境の劣悪化を防止し、大都市に立地することが不適当な工業等の機能を分散し、中枢管理機能を強化するなど大都市の諸機能を再編成するとともに、大都市の防災性を確保する必要がある。このため、広域的に大都市とその周辺部を含めた地域について、総合的な改造計画を策定し、これに基づいて、それぞれの都市の特性を生かしつつ、抜本的な大都市の改造を進める。

大都市においては、工場、学校等の分散、移転を促進し、跡地の再開発を進め、また、道路および公共空地を十分確保したビジネスセンターを計画的に再配置する。また、職住近接を原則として、中心部における高層住宅を積極的に整備するとともに、通勤交通体系と一体となった大規模住宅団地の建設を図る。

さらに、大都市の周辺部においては、ビジネスセンター、教育研究機関等の大都市の機能の一部を分散配置し、大都市と有機的な関連を持ちうるよう交通通信施設の整備を図るとともに、良好な環境を持つ新市街地として住宅および居住環境施設等都市施設の整備を図る。

また、大都市における生活環境をいっそう豊かなものにするため、近郊部におけるレクリエーション施設の整備を図る。

このような大都市および周辺部における整備の方向に即して、流通施設および広域的な基幹の大都市交通施設を総合的に計画し、整備する。

全国総合開発計画における都市および都市圏の位置付け

第3次全国総合開発計画（昭和52年閣議決定）

第4 3大都市及びその周辺地域に関する計画課題

（1）大都市圏における総合的環境の整備

3）大都市圏整備の基本的目標

大都市圏は、将来とも国民の半数近くが生活を営む巨大な生活空間であり、かつ、全国的・国際的活動の中心としての場であることにかんがみ、大都市圏整備に当たっては、過密問題に対応し今後予想される限界性を踏まえつつ、大都市生活に人間性を回復し、あわせて大都市としての機能を円滑に発揮することを目標とする。

この目標を達成するため、大都市及びその周辺地域における定住圏を確立し、定住構想に基づき大都市における人口、産業の増大を抑制して地方定住に対する指向を高め、大都市機能の再編成、高度化により、機能的な都市活動を確保しつつ、大都市に居住するすべての人々が安全かつ安定した生活を営むことができるよう人間居住の総合的環境の整備を図る必要がある。

4 地方都市及び農山漁村に関する計画課題

（3）地方都市における総合的環境の整備

2）定住圏の中心都市の整備

（i）定住圏の中心となるべき地方都市については、圏域内の総合的居住環境の整備に資するため、圏域の特性、中心都市の規模に応じ、教育、文化、商業、業務、娯楽等の核となる教育機関、高次の医療施設、美術館等の文化施設、体育館等のスポーツ施設、官公庁、銀行の支店等の管理機能、盛り場等の娯楽、レクリエーション施設等の都市機能の集積を図る。

（ii）定住圏の中心都市については、人口規模20万人を境にして人口増加力及び教育、文化、商業等にかかわる都市施設整備の状況に顕著な差が認められる。

人口規模20万人以上の中心都市のうち、札幌、仙台、広島、福岡等は、同時に地方ブロックの中心都市であり、中枢管理機能の集積を図る必要があるが、一方、人口、産業の増加圧力も大きい。したがって、これらの都市については、大都市におけると同様の過密の弊害を招くことがないように、人口の過度集中の抑制を図る必要がある。

人口20万人以上のその他の中心都市は、県庁所在都市が多く、大都市から分散される諸機能を受け入れるなど、今後とも、人口、産業の増加が予想される都市である。したがって、人口及び産業等諸機能の集積にあわせ、周辺地域を含めて秩序ある市街地の整備を図るものとする。

人口20万人以下の中心都市においては、現在の都市機能の実情及び将来のあるべき都市の性格に応じて都市機能の集積を図るとともに、将来の人口の増大に対応するため、計画的な新市街地の開発を行うものとする。特に、教育、文化、医療施設の配置及び新たな雇用の場を提供する産業基盤の整備を行い、その定住圏の発展に資するものとする。

全国総合開発計画における都市および都市圏の位置付け

第4次全国総合開発計画（昭和62年閣議決定）

第IV章第2節（3）都市の活力の充実と都市環境の整備

4）圏域別の都市整備の方向

a. 東京圏

東京圏においては、住宅問題、交通問題、環境問題、防災性等の諸課題とその背景にある土地問題等に対応しつつ、全国的な中枢機能、国際金融機能等を適切に果たしていくことが課題となっている。これらの課題に対応するため、都心部等をはじめとする東京都区部の整備を進めつつ、分化を基調とした複数の核と圏域を有する地域構造への転換を進める。また、東京圏への人口及び諸機能の過度の集中を回避し、都市機能の全国的な適正配置を図る。

b. 関西圏及び名古屋圏

（関西圏）

関西圏は、文化、学術、経済等の豊かな蓄積を有しており、特色ある全国的、国際的機能を担うことが期待される。このため、大阪、京都、神戸の三都市のそれぞれの特性と諸機能の蓄積を生かしつつ京阪奈丘陵、大阪湾沿岸地域等への新たな高次機能の集積を図り、文化、学術、研究、国際交流機能等の強化及び経済活動の充実を図る。

（名古屋圏）

名古屋圏は、相対的に良好な居住環境の下で工業生産機能についての高い集積を有している。こうしたことから、名古屋市及び岐阜、豊田、四日市等環状に展開する諸都市相互の連携を強化しつつ、新素材の開発、既存産業の技術集約化など産業の一層の高度化を図る。

c. 地方圏

地方圏は、今後都市機能の集積の地域発展に果たす役割がますます重要になってくることから、地域の活性化と個性の形成に大きな役割を担い、同時に交流の場として重要な役割を果たす。地方中枢・中核都市は、都市機能を全国的に展開するに当たっての拠点的な地域として、地方中心・中小都市は、就業機会の提供、周辺農山漁村を含めた基礎的な都市サービスの提供の場、産業、文化、教育、観光等地域特性を生かした独自の活動の場としての整備を推進する。

（地方中枢・中核都市）

札幌、仙台、広島、福岡等の地方中枢都市及び県庁所在都市をはじめとする地方中核都市については、地域の発展を主導する広域的拠点として、今後特に、業務管理、情報、研究開発、国際交流等の高次都市機能の強化を図るとともに、引き続き商業機能の高度化を進める必要がある。

（地方中心・中小都市）

周辺農山漁村を含めた住民の生活活動の中心としての役割を担う地方中心・中小都市においては、地方中枢・中核都市との連携を図りつつ、住民ニーズの高度化、多様化に応じた都市的サービス機能の充実・強化を図るとともに、地域の特性に応じた個性ある都市機能の育成を図る。特に、定住圏の中核となる地方中心都市については、圏域内のすべての住民が適度な交通距離の下に高次な都市的サービスを楽しむことを可能とする観点から、医療、文化、教育機能等の充実に努める必要がある。

全国総合開発計画における都市および都市圏の位置付け

21世紀の国土のランドデザイン（平成10年閣議決定）

第2部第3章第1節2 豊かで活力ある都市づくり

（1）望ましい国土構造に向けての都市整備のあり方

東京圏、関西圏、名古屋圏の三大都市圏、札幌、仙台、広島、福岡・北九州の地方中核都市圏及びこれらに準ずる規模と機能を有する新潟、金沢・富山、静岡・浜松、岡山・高松、松山、熊本、鹿児島、那覇等の地方中核都市圏を、高次都市機能の集積の拠点、広域国際交流の拠点としての中枢拠点都市圏と位置付け、機能の分担と連携を図りつつ、全国土に及ぶ中枢拠点都市圏のネットワークを重層的に形成する。各中枢拠点都市圏においては、規模、特性に応じた機能の整備を重点的に推進するとともに、周辺の県庁所在市程度の都市を中心とする地方中核都市圏や人口が概ね30万人未満の都市を中心とする地方中心・中小都市圏との間に総合に複合的なネットワークを形成し、集積された機能の広域的な波及を図る。

3 大都市のリノベーション

（1）大都市のリノベーションの基本的方向

東京圏を始めとする大都市において、次のような基本的方向に基づき、リノベーションを積極的に推進する必要がある。

- ① 大都市における都心部の空洞化、長時間通勤等の問題を解消し、職住のバランスがとれた豊かさが実感できる都市生活を実現する。また、災害に対して極めて脆弱である老朽木造密集市街地の解消や防災拠点の整備等により、都市の防災性を向上させるとともに、都市の環境とアメニティに配慮したまちづくりや美しい都市景観の形成を行うことにより、安全であると同時にゆとりと潤いのある豊かな都市空間を形成する。
- ② 国境を越えた都市間競争の激化や国際交流の活発化に対応し、我が国の発展に積極的に貢献していくため、大都市において、高次都市機能の高質化を図るとともに、これらの機能の円滑かつ効率的な発揮を可能とする。

4 地方都市の戦略的整備

（2）地方都市の戦略的整備のための対策

（中枢拠点都市圏）

地方の中枢拠点都市圏においては、地域の自立的発展のための拠点の形成を図る観点から、地方ブロック全体のニーズ、連携の可能性等を踏まえながら、中枢管理、研究開発、情報、国際交流等の高次都市機能の充実を図る必要がある。特に、国際交流機能については、地球時代に対応し、世界に開かれた地域づくりを促進する観点から広域国際交流圏の拠点としての機能を果たすことが求められる。

（地方中核都市圏）

県庁所在市または人口が概ね30万人以上の都市である地方中核都市を中心とする都市圏においては、地域の自立的発展に向けた道県レベルでの拠点の形成を図る観点から、道県レベルでのニーズを踏まえながら、業務管理、情報、高次の教育・文化、医療・福祉等の高次都市機能の充実を図る必要がある。また、国際交流機能については、中枢拠点都市圏との適切な機能分担と連携を図りながら広域国際交流圏の副次的な拠点としての機能を果たすことが求められる。

（地方中心・中小都市圏）

人口が概ね30万人未満の都市である地方中心・中小都市においては、多自然居住地域の拠点として、都市的サービスを提供するとともに、個性あるまちづくりを通じた都市の魅力と活力を創出することにより、地域の自立の基礎を形成することが求められる。また、特に、産業構造の変化への対応が遅れている重化学工業等を基盤とする都市、停滞がみられる国内観光を基盤とする都市等については、既存の集積の有効利用を図りながら、新たな産業基盤の確立や集客能力の向上を図ることが重要である。

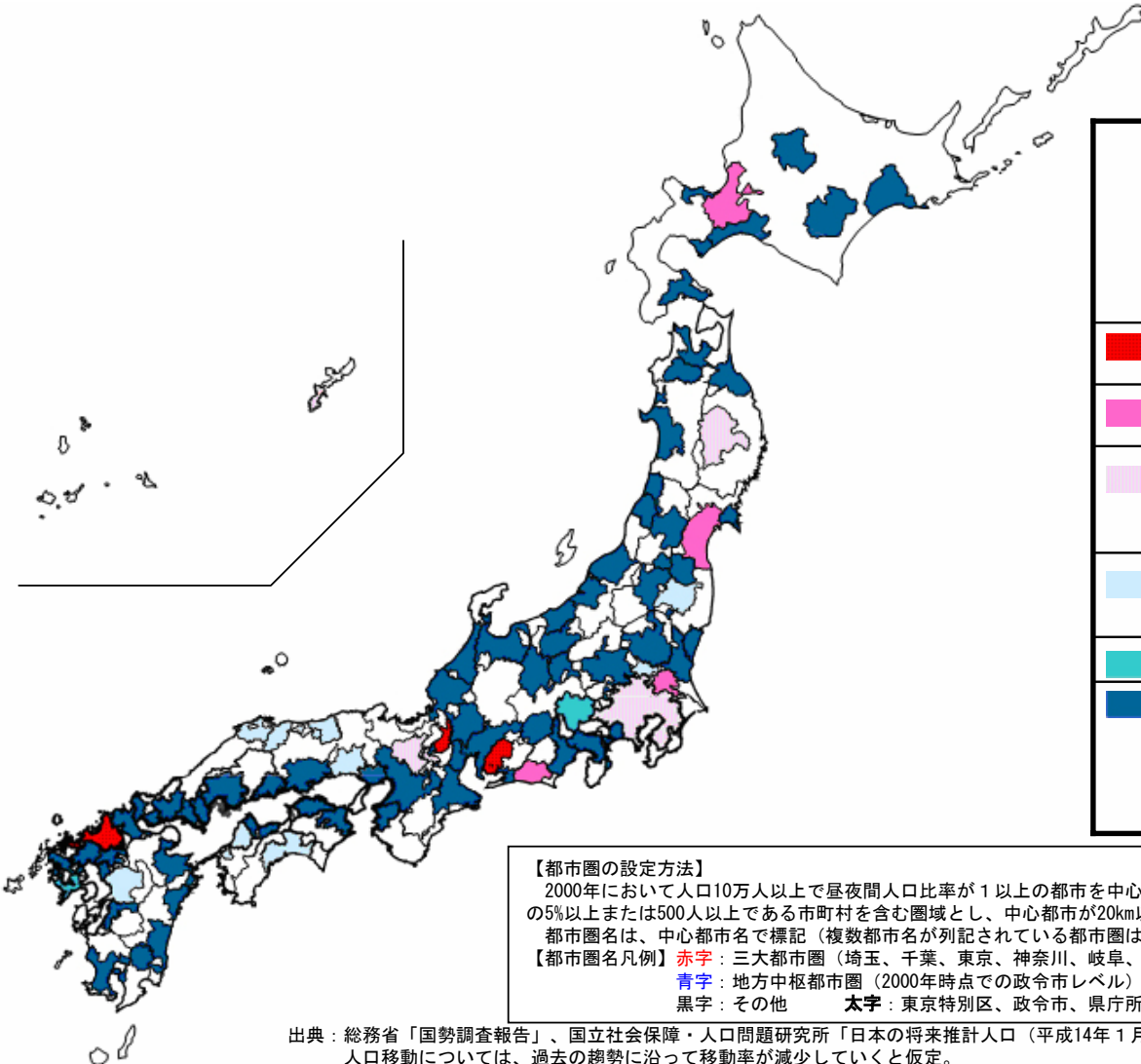
都市圏ごとの推計人口増減率（2000年→2030年）①

2000年－2030年 人口増減率 2000年 都市圏人口	都市圏全体	+				-			
	中心都市	+		-		+	-		
	周辺市町村	+	-	+	-	+	-		
100万人以上	福岡 豊田・安城・刈谷・西尾	札幌 仙台 浜松	東京特別区 ・八王子・立川・武蔵野 京都 ・草津 那覇・浦添	熊本		大阪 ・東大阪・守口・門真・大東 名古屋・小牧 前橋・高崎・熊谷・太田・伊勢崎・桐生 神戸 下関・北九州 岐阜 ・大垣 新潟 沼津・富士 鹿児島	広島 ・呉 岡山・倉敷 宇都宮 静岡 富山・高岡 金沢		
50万人以上		土浦・つくば 盛岡		姫路 松山 郡山 高知 小山	長崎 甲府	平塚・厚木 大分 福山 福井 徳島 長野 四日市 松本 長岡	高松 水戸 津・伊勢・松阪 山形 和歌山 久留米 秋田 宮崎		
30万人以上	彦根			松江 鳥取		佐賀 福島 青森 日立 上田 山口	八戸 旭川 函館 佐世保 弘前		
その他				米子		大牟田 会津若松 上越 都城 石巻 延岡 新居浜 室蘭 小樽 酒田	帯広 徳山 宇部 釧路 今治 苫小牧 岩国 飯田 八代 鶴岡		

【都市圏の設定方法】
2000年において人口10万人以上で昼夜間人口比率が1以上の都市を中心都市として、中心都市への通勤通学者が全通勤通学者の5%以上または500人以上である市町村を含む圏域とし、中心都市が20km以内に併存する場合は、連結して一つの都市圏とする。
都市圏名は、中心都市名で標記（複数都市名が列記されている都市圏は中心都市が複数ある。）。

【都市圏名凡例】 赤字：三大都市圏（埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良の各都府県）
青字：地方中枢都市圏（2000年時点での政令市レベル） 緑字：地方中核都市圏（県庁所在市レベル）
黒字：その他 太字：東京特別区、政令市、県庁所在市

都市圏ごとの推計人口増減率（2000年→2030年）②



	人口増減率 (2000~2030年)			具体例
	都市圏	中心都市	周辺部	
■	+	+	+	福岡、豊田・安城・刈谷・西尾、彦根
■	+	+	-	札幌、仙台、盛岡、土浦・つくば、浜松
■	+	-	+	東京特別区・八王子・立川・武蔵野、京都・草津、那覇・浦添
■	-	+	-	松江、鳥取、松山、高知、熊本、姫路、郡山、小山、米子
■	-	-	+	甲府、長崎
■	-	-	-	大阪・東大阪・守口・門真・大東、名古屋・小牧、広島・呉、下関・北九州、宇都宮、新潟、静岡 その他多数

【都市圏の設定方法】
 2000年において人口10万人以上で昼夜間人口比率が1以上の都市を中心都市として、中心都市への通勤通学者が全通勤通学者の5%以上または500人以上である市町村を含む圏域とし、中心都市が20km以内に併存する場合は、連結して一つの都市圏とする。都市圏名は、中心都市名で標記（複数都市名が列記されている都市圏は中心都市が複数ある。）。

【都市圏名凡例】 赤字：三大都市圏（埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良の各都府県）
 青字：地方中枢都市圏（2000年時点での政令市レベル） 緑字：地方中核都市圏（県庁所在市レベル）
 黒字：その他 太字：東京特別区、政令市、県庁所在市

出典：総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」の中位推計をもとに国土交通省国土計画局作成。人口移動については、過去の趨勢に沿って移動率が減少していくと仮定。

都市規模別にみた都市の問題点（有識者デルファイ調査）

都市規模別の特徴では大都市で「災害に対する脆弱性、大気汚染・水質汚濁」、中都市・小都市で「中心商店街の空洞化、若者の流出」が問題とされている。

◆有識者の居住地別にみた都市の問題点のうち深刻度の高い上位5項目（「非常に問題である」とする項目）

全体	大都市居住者	中都市居住者	小都市居住者
廃棄物問題 (36.2%)	廃棄物問題 (47.2%)	廃棄物問題 (34.9%)	中心商店街の空洞化 (35.5%)
財政の悪化 (27.9%)	自然・生態環境の喪失 (33.2%)	中心商店街の空洞化 (24.3%)	高齢者の増加 (32.6%)
高齢者の増加 (25.6%)	災害に対する脆弱性 (32.2%)	財政の悪化 (23.9%)	財政の悪化 (31.5%)
中心商店街の空洞化 (25.4%)	大気汚染・水質汚濁 (29.0%)	市民の行政への無関心・不参加 (23.0%)	廃棄物問題 (30.8%)
自然・生態環境の喪失 (23.7%)	財政の悪化 (28.2%)	自然・生態環境の喪失 (21.7%)	若者の流出 (23.2%)

・都市関連の学問・事業に携わっている有識者やオピニオンリーダー約1,000名を対象に1997年の7月と11月の2回にわたり行ったデルファイ法調査の結果をもとに作成。

注) ・大都市とは政令指定都市、中都市とは人口10万人以上の都市、小都市とは人口10万人未満の都市を指す。
・都市規模別回答者の割合は、大都市居住者23%、中都市居住者、小都市居住者がそれぞれ40%弱である。

(出典) 21世紀の都市及び都市政策に関する調査報告(1998、全国市長会)より国土交通省国土計画局作成

生活圏域にかかる取り組みのレビュー① 全国総合開発計画における生活圏域の位置づけ

	全総 (S37)	新全総 (S44)	三全総 (S52)	四全総 (S62)	21世紀の国土の グランドデザイン(H10)	(参考)国土審議会調 査改革部会報告(H16)
圏域名	—	広域生活圏	定住圏	生活の圏域 (定住圏)	多自然居住地域の生活 圏域	生活圏域
位置 付け		生活環境の国民的標 準を確保するための 地域開発の基本とな る圏域	国土の保全と利用及び 管理、生活環境施設 の整備と管理等が一体 として行われる計画上の 圏域	計画の基本的目標であ る多極分散型国土の基 礎的な単位	都市的なサービスとゆ とりある居住環境、豊 かな自然を併せて享受 できる誇りの持てる自 立的な圏域	経済面の地域ブロッ クとともに二層の広 域圏を形成する生活 面の圏域
圏域 数		策定当時国土は400～ 500の生活圏で構成、 将来モータリゼーション等の 進んだ段階における 広域生活圏を一次圏 として国土を再編成	およそ200～300の定住 圏で構成	—	—	82圏域
圏域 規模		大都市地域：半径30 ～50km、地方都市地 域：半径20～30km、 農村地域：半径20km 程度の広がり(大都市 圏及び一部山岳地帯 等については要検討)	定住圏はおよそ2～3 万の定住区が複合して 構成、定住区はおよそ 30～50万の居住区で構 成、居住区は概ね50～ 100程度の市帯で形成	圏域内のすべての住民 が適度な交通距離の下 に高次な都市的サービ スを楽しむことを可 能にする	地域の選択に基づく連 携により中小都市等を 圏域の中核として周辺 の農山漁村から形成	人口規模で30万人前 後、時間距離で1時 間前後のまとまり (概ね百貨店、総合 病院といった都市的 なサービスが提供可 能な規模)
圏域 形成 の目 標		圏内の生活環境施設 及び交通通信施設の 整備により、国民が 等しく安全で快適な 生活環境を享受	・自然環境、生活環境、 生産環境の調和 ・居住の安定性の確保 のため、雇用の場の確 保、住宅及び生活関連 施設の整備、教育、文 化、医療の水準の確保	都市の有する諸機能と 農山漁村のゆとりと うの相互の便益享 受の円滑化	・中小都市等は基礎的 なサービスや身近な就 業機会を提供 ・農山漁村は都市部へ の追随ではなく農山漁 村環境を積極的に創造	圏域内で機能分担と 相互補完を図ること に重点

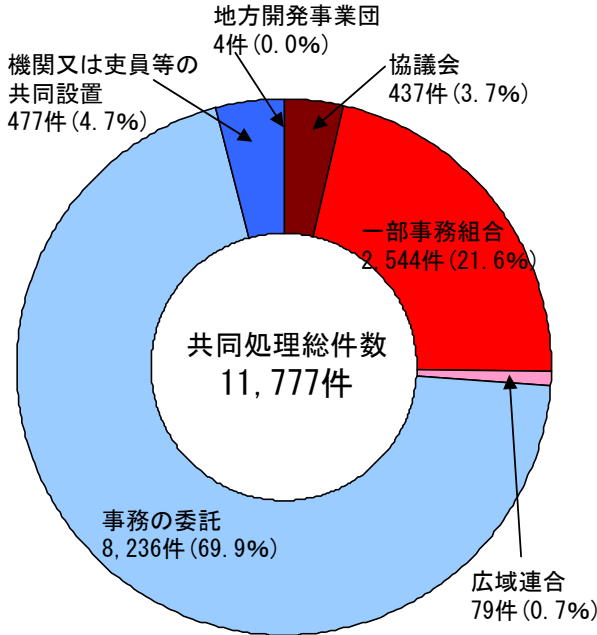
(出典) 国土交通省国土計画局作成

生活圏域にかかる取り組みのレビュー② これまでの圏域政策の概要

圏域		地方生活圏(S44)	広域行政圏(S45)	モデル定住圏(S54)
所管		建設省	自治省	国土庁
目的		幹線交通網等の整備、地方住民の基礎的生活条件の確保による過密過疎問題の解決、国土の均衡ある発展、住民に対する高度の生活水準の享受	広域行政体制の整備、広域のかつ総合的な計画の策定及びこれに基づく施策の実施による市町村が当面する諸課題の解決、国土の均衡ある発展及び過疎過密問題の解決	大都市への人口と産業の集中の抑制、地方の振興、過密過疎問題への対処、全国土の利用の均衡による人間居住の総合的環境の形成
圏域の考え方	標準的な圏域・人口	圏域の半径概ね20km～30km、圏域内人口概ね15万人～30万人（三大都市圏は原則除外）	概ね人口10万人以上（広域市町村圏）、概ね人口40万人程度（大都市周辺地域広域行政圏）	—
	その他の定義等	地方生活圏中心都市と周辺地域間の日常生活機能の依存状況等についての現況及び将来の見通しを勘案して設定 （地方生活圏中心都市の要件） ・DID人口が概ね1.5万人以上 ・昼夜間人口比率1を超過 ・小売販売額及び就業地ベースサービス従業者数を常住人口で除した数が所属都道府県のそれを超過	以下の要件を具備した日常生活圏を形成又は形成する可能性を有する地域 ・住民の日常生活上の需要をほぼ充足 ・圏域内に都市的施設及び機能の集積を有する市街地が存在 ・上記市街地と周辺地域を連絡する交通通信施設が整備済 （広域市町村圏）	・都市と農山漁村を一体とした圏域で、自然環境、生活環境及び生産環境を総合的に整備していく上で必要な一体性を有する圏域 ・都市化・工業化が相当程度進展している又は極度に立ち後れており過疎減少の著しい地域ではないこと
特色		建設省所管公共事業の重点的实施による生活基盤の整備	広域行政機構による一の市町村で対応困難な行政課題への対応	関係省庁の連携と計画実施への支援
実績		178圏域（三大都市圏を除く全国土をカバー）	広域市町村圏336、大都市周辺地域広域行政圏25、合計361圏域（国土の約98%、人口の約74%をカバー）	44圏域（一の都道府県に一の圏域）

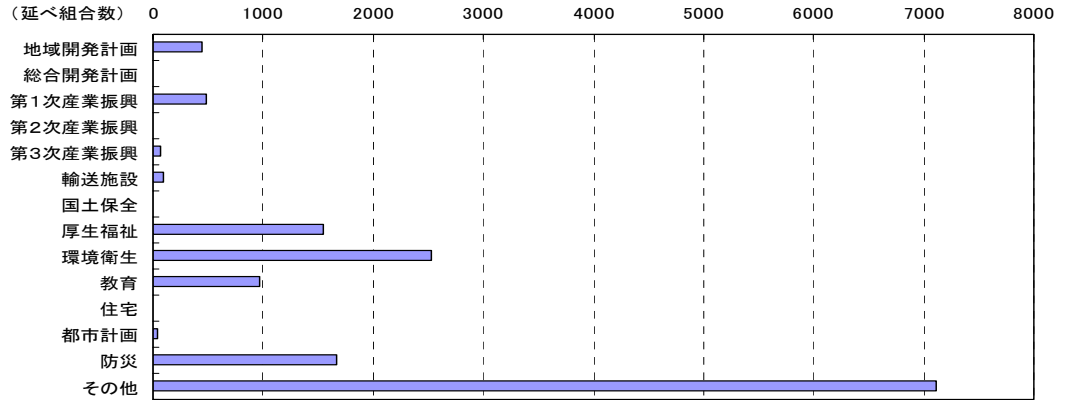
広域行政機構等による事務の共同処理の状況

◆地方公共団体間の事務の共同処理の状況

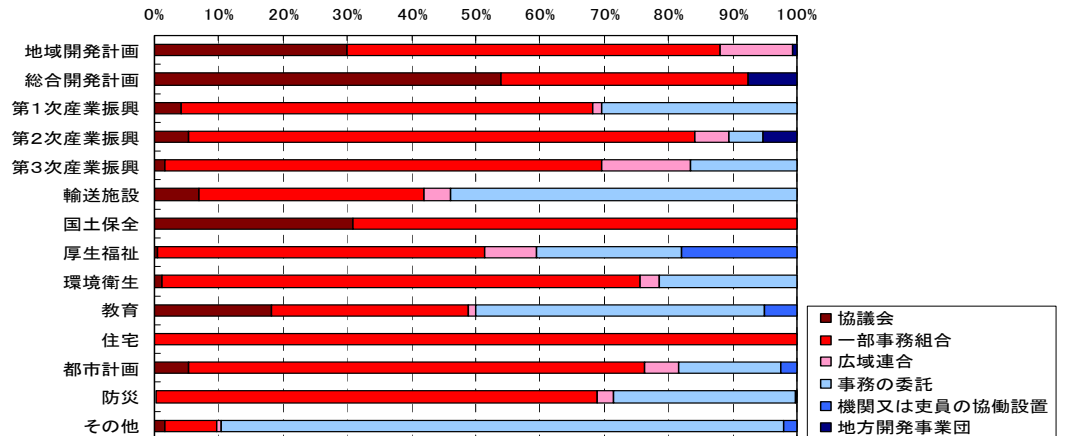


◆事務の種類別共同処理の状況

【延べ組合数】



【処理方式別割合】



(出典) 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調 (平成14年7月1日現在) の概要 (総務省) より国土交通省国土計画局作成

圏域を固定的に捉えることのメリット・デメリット

複数市町村の連携を固定的な圏域で対応していくメリット・デメリット

【メリット】

- 均一なサービスの確保（バランスのとれた地域開発）
- 人的及び財政的効率化（共通の行政課題の効率的処理）
- 関連する行政主体によるノウハウの共有
- 連携の強化
- 住民に対する分かりやすさ
- 関連する主体の意思統一の図りやすさ

【デメリット】

- 現実に行われている多様な連携の統合の困難性
- 固定化された県域を越える課題への対応
- 基礎的自治体の自立精神の希薄化の可能性

「守り」の地域づくり

—地域の快適性向上による存立基盤の確保—

【キーワード】

シビルミニマム、行政効率、行政責任

- 地域の存立基盤を確保していくための市町村の連携によるシビルミニマムの効率的整備
- シビルミニマムの確保に必要な連携テーマ（例えば福祉、防災、ごみ処理等）
- **連携圏域は固定化**
 - ・ 規模に全国的基準を設定、圏域を固定化
 - ・ 全国網羅的に設定
 - ・ 県境は越えない
- 基本的にハード主体の支援

「攻め」の地域づくり

—交流促進による地域活力の向上—

【キーワード】

地域振興・活性化、民間参加、情報公開

- 地域の振興・活性化を図っていくために必要な連携の推進、住民が誇りに思う地域づくりの推進、民間参加の応援
- 観光、産業、国際化等の地域振興に必要なテーマや自然、文化、環境、景観等の地域の誇りに資するテーマごとに任意に連携
- **連携形態は自由自在**
 - ・ 規模に制限なし
 - ・ 中山間地域等と中心都市など飛び地連携も可能
 - ・ 県境を越えた連携も可能
- ソフト的な支援の導入

基礎的サービス別の連携テーマ

【行政が責任をもって提供していくべき基礎的サービス】

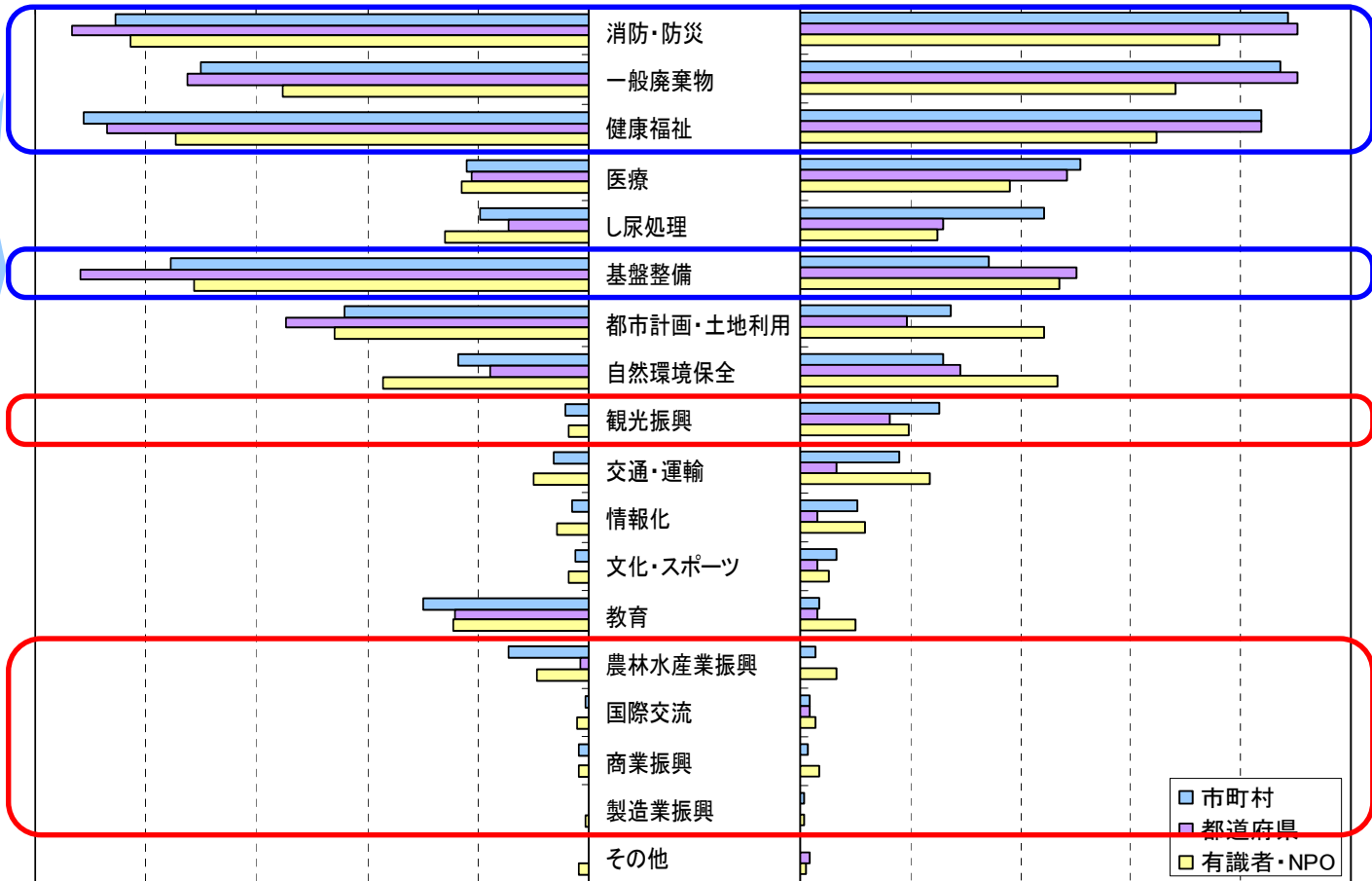
【複数市町村による連携が必要な基礎的サービス】

(%) 100 80 60 40 20 0

0 20 40 60 80 100 (%)

「守り」の連携テーマ
日常生活に密着し、地域の快適性の向上を通じた今後の地域の存立基盤を確保していくために必要な分野

地域の存立基盤を越えて更なる地域の振興・活性化を図っていくことを目的とする課題
「攻め」の連携テーマ

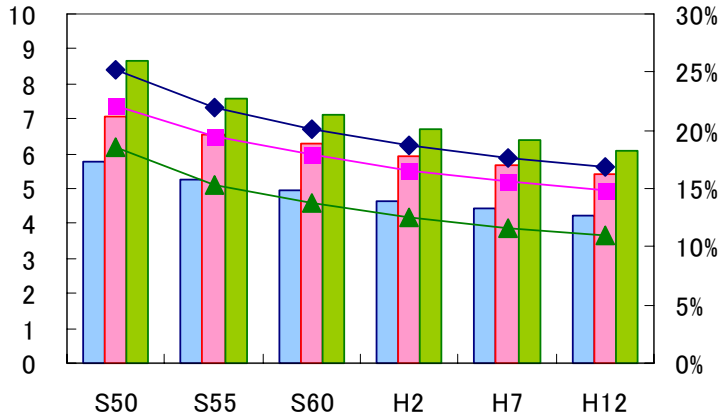


注) 全市町村の首長 (3,255名)、全都道府県の企画・土木担当部署 (94名)、全国の有識者・NPO (各地方建設局が選定した (347名) に対して建設省が実施したアンケート調査 (H10.11実施) による。

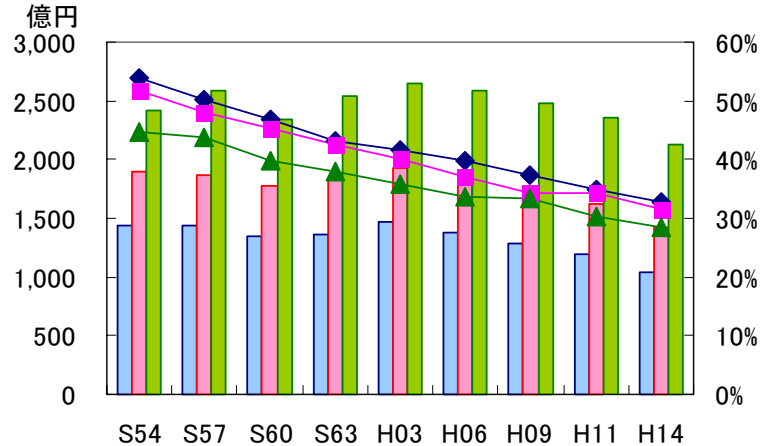
(出典) 新しい地方生活圏計画のあり方についての検討委員会最終報告 (1999、建設省)

都市中心部の状況

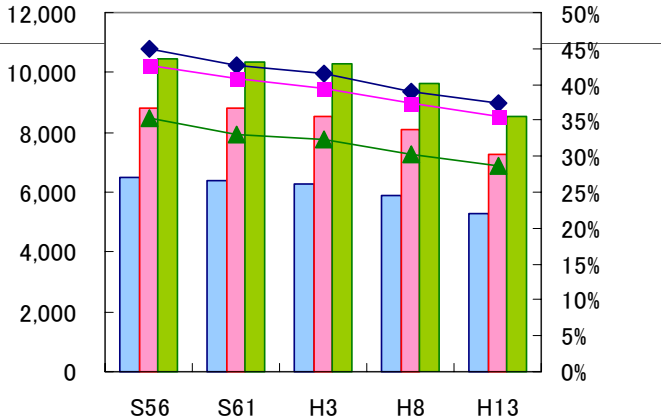
◆都市人口規模別の中心部の人口の推移(平均)
万人



◆都市人口規模別の中心部の販売額の推移(平均)
億円



◆都市人口規模別の中心部の事業所数の推移(平均)



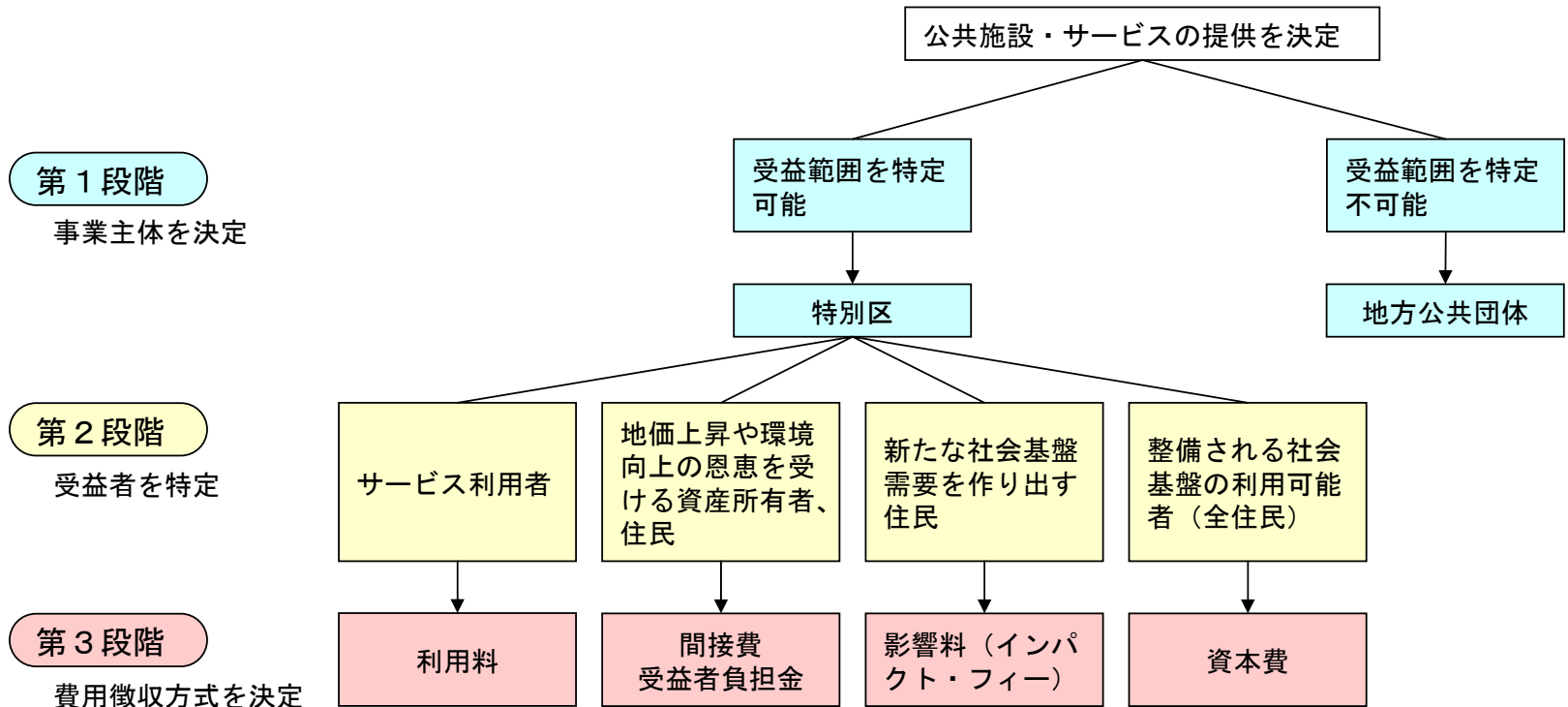
20~30万人 (実数)
 30~50万人 (実数)
 50万人以上 (実数)
 ◆ 20~30万人 (市全体に対する割合)
 ◆ 30~50万人 (市全体に対する割合)
 ◆ 50万人以上 (市全体に対する割合)

※三大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）以外の地域における人口20万人以上の都市（政令指定都市を除く）を対象として国勢調査、事業所・企業統計調査及び商業統計調査を集計。

※過年度の販売額データについては、平成14年度の消費者物価指数を100として補正。

アメリカの受益者負担による財源調達の方法

アメリカでは、19世紀以来、受益が一部の人に限定されるような公共施設の整備については、原則として特別負担金を課して、受益者負担による財源調達が行われている。特別負担金を課す場合には、課金を行う範囲を明確化するために、しばしば特別負担金地区が設置される。



Porter Douglas R., "Special Districts : A Useful Technique for Financing Infrastructure, second edition," P.26をもとに著者作成

(出典) 欧米のまちづくり・都市計画制度 ((財)民間都市開発推進機構都市研究センター編集、2004.6、ぎょうせい)